

(案)

令和8年度狭山市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和8年9月2日市長決裁

1 趣旨

狭山市では、国等による障害者就労施設等から物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、毎年度、障害者就労施設等からの物品の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この調達方針は、本市の全組織、及び狭山市職員会が直接又は委託事業者若しくは指定管理者を通じ発注する物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

狭山市において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等

ア 就労継続支援事業所（A型、B型）

イ 就労移行支援事業所

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

オ 地域活動支援センター

(2) 障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所

(3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）

①障害者の雇用者数が5人以上

②障害者の割合が従業員の20%以上

③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

(案)

5 調達の対象品目

狭山市において重点的に調達を推進すべき物品等については、以下のとおりとする。

(1) 物品

- ・事務用品及び書籍など（メッセージカード、レターセットなど）
- ・食料品及び飲料（パン、焼き菓子、だんご、まんじゅう、カレー、赤飯、弁当、野菜類など）
- ・小物雑貨（アクセサリー、壁掛け、アクリルたわし、クリームなど）
- ・その他の物品（啓発用ポケットティッシュなど）

(2) 役務

- ・印刷（名刺、ポスター）
- ・清掃及び施設管理（公園清掃）
- ・情報処理及びテープ起こし
- ・シール張り、袋詰め、包装、組立など
- ・回収作業
- ・その他の役務（刊行物点字版作製業務等）

6 障害者就労施設等が供給する物品等の調達の目標

令和8年度に狭山市が達成すべき優先調達の目標を以下のとおり定める。

優先調達の目標額 300万円

＜個別目標＞

物品 50万円

役務 250万円

7 調達の推進並びに調達に関する情報の提供に関する事項

- (1) 狭山市では、障害者就労施設等から提供可能な物品等及び適用部署が希望する物品購入、役務の提供等についての情報を収集し、これらの情報をもとに、適用部署に対して障害者就労施設等への優先調達を依頼する。
- (2) 障害者就労施設等への優先調達にあっては、事務用消耗品に限らず、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食の活用など発注可能な物品等を適用部署において十分に検討する。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 狭山市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成した時は、市ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、会計年度の終了後、遅滞なく調達の実績の概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。